

## 【定款の変更例】

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

➤ 下線部の記載例については以下の公告方法別に記載例を参考にしてください。

公告方法	記載例
第1号 (官報)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第2号 (日刊新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、大阪府において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第3号 (電子公告)	*法人のホームページを選択する場合 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	*内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄) に掲載して行う。
	*事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。 なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪府において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第4号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。